

項目	No.	Q:質問	A:回答
訪問介護の通院支援 (通院困難者への支援)	1	バスやタクシー等公共交通機関にヘルパーが同乗して「通院・外出介助(身体介護)」を行う際の取扱いはどうなるのか。	<p>声かけ・説明、目的地に行くための準備、交通機関への乗降、気分の確認、受診の手続き、院内移動等の介助(やむを得ない場合)、会計、交通機関の乗降、居宅での気分の確認など、居宅から居宅までの一連のサービス行為として行われることが必要です。</p> <p>単なる待ち時間、院内の付き添い行為だけでは、保険給付の対象として評価されません。</p>
	2	「移送を伴う訪問介護」を提供する事業所が行う「通院等のための乗車又は降車の介助」を利用する際の取扱いはどうなるのか。	<p>通院等のための乗車又は降車の介助を算定するにあたっては、ケアプランにおいて、次のことを明確に記載する必要があります。</p> <p>ア. 通院等に必要であること、その他車両への乗降が必要な理由</p> <p>イ. 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨</p> <p>ウ. 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること</p> <p>《身体介護中心型で算定できる場合》</p> <p>【要介護4、5】 乗車・降車介助を行うことの前後に連続して、20～30分程度以上を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合</p> <p>【要介護1～5】 乗車・降車介助を行うことの前後に連続して、居宅において、外出に直接関連しない身体介護(入浴介助や食事介助など)に30分～1時間程度以上を要し、当該身体介護が中心である場合</p> <p>《通院等のための乗車又は降車の介助で算定する場合》</p> <p>上記「身体介護中心型」の算定条件に該当しない場合 例えば、20～30分未満の外出に関連する乗車前・降車後介助を行う場合や居宅において30分未満の外出に関連しない身体介護を行う場合です。</p> <p>なお、院内移動等の介助(やむを得ない場合)のみをもって身体介護は算定できません。</p> <p>(平成15年5月8日 老振発第0508001号・老老発第0508001号から引用)</p>
	3	介護保険外の介護タクシーを利用した際の取扱いはどうなるのか。	介護保険の対象外となります。
	4	「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する事業所の体制等に係る届出について	<p>算定を行う事業者は、体制等の届出を行う必要があります。</p> <p>また、「身体介護中心型」の算定は、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する事業者を前提としていることから、体制等の届出が必要となります。</p> <p>(介護サービス関係Q&A集-厚生労働省から引用)</p>
	5	「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する際、受診中の待ち時間の取扱いはどうなるか。	<p>外出に直接関連する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することとなり、別に、「身体介護中心型」を算定できません。</p> <p>(介護サービス関係Q&A集-厚生労働省から引用)</p>

項目	No.	Q:質問	A:回答
居宅サービス計画の変更	1	報酬改定により、通所介護・地域密着型通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分が、2時間毎から1時間毎に見直されたことにより、時間区分を変更することとしたケースについて、居宅サービス計画の変更(サービス担当者会議を含む)は必要か。	<p>介護報酬算定上のサービス提供時間区分が変更になる場合(例えば、サービス提供時間が7時間以上9時間未満が、7時間以上8時間未満)であっても、サービス内容及び提供時間に変更が無ければ、居宅サービス計画の変更を行う必要はありません。</p> <p>一方で、時間区分変更を契機に、利用者のニーズを踏まえた適切なアセスメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容を改めて見直した結果、居宅サービス計画を変更する必要性が生じた場合は、通常の変更と同様のプロセスが必要となります。 (介護サービス関係Q&A集-厚生労働省から引用)</p>
居宅サービス計画の軽微な変更	1	サービス提供の曜日変更、回数変更、利用者の住所変更、事業所の名称変更なども軽微な変更には該当するか。	<p>居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要となります。</p> <p>ただし、利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとされており、</p> <p>そのため、「軽微な変更」にするか該当するかどうかは、利用者の希望によるもので、変更する内容が一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断することとなります。 (介護保険最新情報Vol.155(平成22年7月30日)から引用)</p>